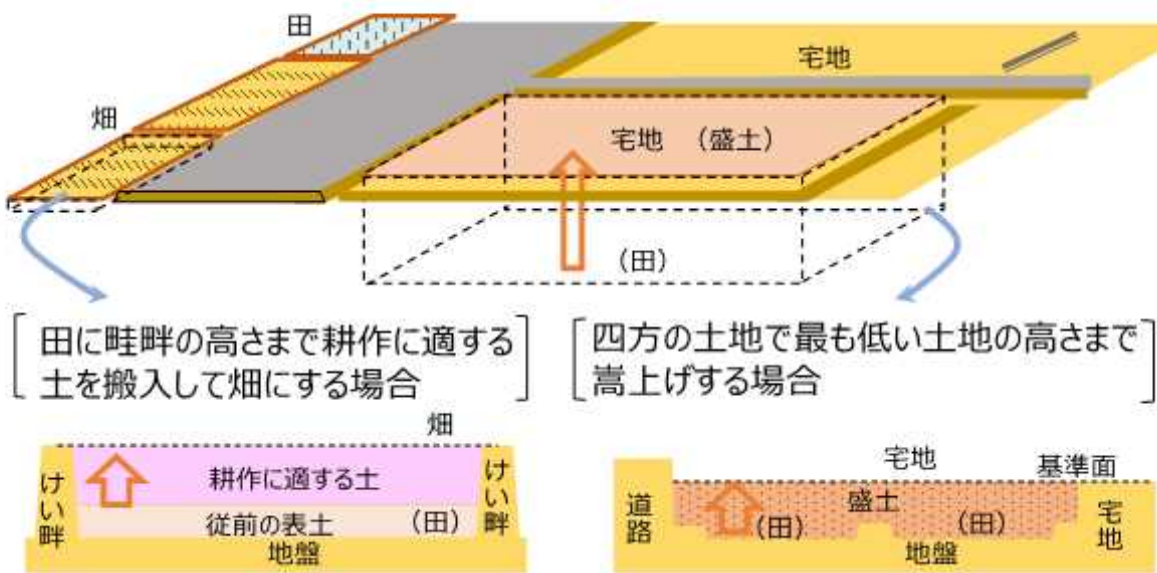


窪地における盛土の規制要件の考え方

- 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと扱うことが可能。
- 盛土による堤体を有する貯水池等の人工池を埋める際は、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象となるものと考える。

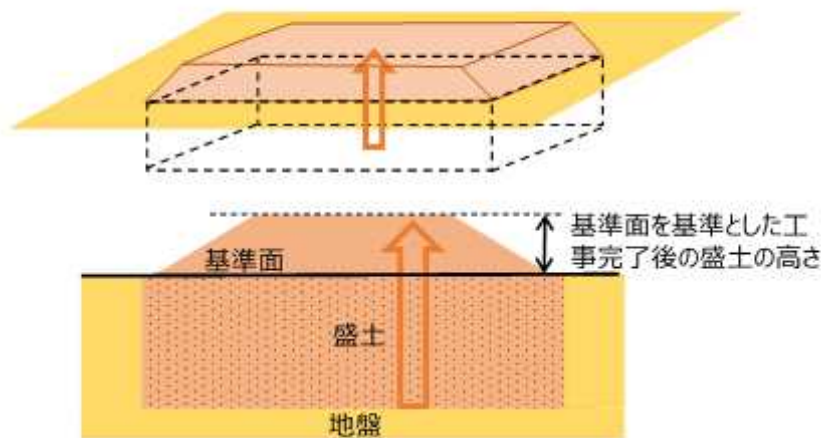
事例① 窪地を四方の高さに合わせて嵩上げするケース（規制対象とはならないものと扱うことが可能な工事）

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と考える。



事例② 盛土による堤体を有する人工池を埋めるケース（規制対象となり得る工事）

埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要と考える。

